

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の見直し」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の見直し」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁		
040010	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務勤務員並立任用の導入	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	1週間当たりの通常の勤務時間の1/2の時間(通常週20時間)勤務を通常して20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業における育児短時間勤務職員については、2人で同一の職を占めることが可能としている(地方公務員の育児休業等に関する法律第13条)。 (なお、並立任用は育児短時間勤務職員のみ認められている)	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業における育児短時間勤務職員については、2人で同一の職を占めることが可能としている(地方公務員の育児休業等に関する法律第13条)。 (なお、並立任用は育児短時間勤務職員のみ認められている)	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教員がバランスよく配置されることが重要である。 ・秋田県教育委員会委員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少ない年齢構成となっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教員員数減少しており、平成21年度からは4年程度、小中学校における採用数がなくなる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用が可能となる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	C	I	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	C	I	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	若手教員採用による学校活性化	10940010	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省	
040020	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務勤務員並立任用の導入	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	定期退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間満了の日の後、職員が希望する日から定期退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能(高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3)	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現在の55歳から50歳に引き下げる。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教員がバランスよく配置されることが重要である。 ・秋田県教育委員会委員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少ない年齢構成となっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教員員数減少しており、平成21年度からは4年程度、小中学校における採用数がなくなる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用が可能となる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を前提として、並立任用対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢を55歳から50歳に引き下げを提案するものである。 また、本提案の目的は職員定数の確保にあると承知するが、地方公務員の数については各地方公共団体の条例により定められているものであり、法律上の規制はないものと考えられる。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	C	I	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	C	I	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	若手教員採用による学校活性化	10940020	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省	
040030	みなし公務員規定の適用に関する一般規程規定の創設	地方自治法第14条第3項		構造改革特区法における法特別措置として、みなし公務員規定特区を創設する。 自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。	公共サービスの中には、特にその適切な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定を適用するものとする。 特にみなし公務員規定は、贈収賄や職務兼用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職務兼用を防止すべき必要性のある業務は少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できなければ非常に有益である。 ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているもの、自治体がこれを柔軟に活用できるものがないという現状である。 このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用し得る自治体は、その業務の範囲を明らかにし、特区を申請し、認定された後、当該業務に従事する民間事業者についてみなし公務員規定が適用されるものとする。 これにより、特区がみなし公務員規定の適用法として機能することが期待され、適切なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。 この認定は特区にないという反論があるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	D	-	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	D	-	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	市場化コスト削減協議会	10940030	東京都	東京都	総務省
040040	戸籍事務を取り扱うことができる職員範囲の拡大	地方公務員法第28条の4、第28条の5 地方公共団体の一般職の任用付職員に関する法律第4条、第5条	一定期間内に終了することが見込まれる業務等に従事するため、常勤職員は短時間勤務職員として採用することができる(地方公務員法第28条の4、第28条の5)	戸籍事務を取り扱うことができる職員範囲を拡大することにより、必要に応じて職員を補充することができる(地方公共団体の一般職の任用付職員に関する法律第4条、第5条)	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や簿本との交付等」が主であるが、民間事業者が戸籍事務を担うことができないと考える。上記の回答(地域再生 第1次提案)にあるように、戸籍事務管理者となる者の範囲を拡大し、民間事業者が実施しなければならないと解釈しているところである。 今後、本市の駅前サービスセンターにおいて、戸籍の簿抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(公証を正職員以外の職員に行わせることができる)を行う業務を進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。 地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員 地方公共団体の一般職の任用付職員に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	D	-	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	D	-	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	10940040	大東市	大阪府	総務省 法務省		
040050	会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助する者の要件緩和	地方自治法第171条	第百七十一条 会計管理者の事務を補助するため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。 2 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。 4 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任し、又は出納員を命じて当該業務を執行させることができる。この場合には、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。 5 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を補助するため、規則で、必要な組織を設けることができる。	現行法では、会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助するため置かれる出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずることにより、必要な組織を設けることができる。この場合は、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。 5 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を補助するため、規則で、必要な組織を設けることができる。	「三位一体の改革」以降、県財政は危機的状況に陥っており、今後大幅な財源不足が見込まれ、持続可能な県政運営のために、県庁のスリム化が必要とされている。 現行、平成17年1月に策定した県行政改革プランに沿って、10年以内13,000人体制の組織づくりに取り組むこととしている。 こうした中で、県民ニーズは多様化・複雑化してきており、少人数職員でも県民サービスが受けやすくなる必要がある。 そのためにアウトソーシングは有効な手段の一つである。 会計分野の民間開放が進められれば、職員数のスリム化が図れるとともに、民間に新たな雇用の場を生み出すことができる。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	C	I	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	C	I	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	10940050	高知県	高知県	総務省	
040060	公共サービス民間開放推進特区	地方自治法第153条第1項		公共サービスの民間開放推進は、国、地方を挙げての重要課題であるが、民間への包括受注を不可とされる分野が多く、多効性のある開放が実現できていない。市町村では、窓口サービス、徴収事務などの民間開放が望ましく、特定行政庁が行う建築確認制度では、従来の包括受注の枠組みが変更され、行政、民間双方の発注が普及し、円滑な建築確認事務が実施されている。 このような民間開放の進展は、公共サービス改革法に定めるみなし公務員であっても地方公務員法が適用されず、責任能力が不足していると思われ、包括的な事務移譲が認められないことである。つまり、地方公共団体の責任の所在を明確にする地方公共団体と民間事業者間の責任が同一体系で定められること、民間開放の進展を阻害する主要な要因となっていると考えられる。 このため、地方公共団体への権限の公共サービスの担い手と切り分け、有効に公共サービスの民間開放を進めていく必要がある。具体的には、地方自治法第153条第1項の特別として、特区の認定を受けた地方公共団体において、条例により、その権限に属する事務の一部を補助機関である職員以外に委任する仕組みを創設することとし、あわせて、贈収賄等の罰則及び雇用先行行為等の服務規律についても、原則として補助職員同様に適用するものとする。この際、民間事業者については、損害賠償等の自己責任原則も明確化するところとして、民間への包括的な事務・権限移譲を可能とし、民間開放の意義、効果を高めたい。	地方自治法第153条は長の権限監督権に属する補助機関の職員にその権限を委任することとするものであり、組織内部の権限委譲を定めるものではない。したがって、組織内部の権限委譲を定めるものではない。 なお、当該普通地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内では、当該業務を民間に委任することはいかなる場合においても可能である。したがって、地方公共団体が特許公共サービス以外の公共サービスにおいて民間競争入札を行わせることは、本件において問題ない。 また、地方公共団体の職員の一部を補助機関である職員以外に委任する仕組みを創設することにより、責任の所在が明確になり、責任が押しつけられる虞が低減される。また、責任の所在が明確になり、責任が押しつけられる虞が低減される。また、責任の所在が明確になり、責任が押しつけられる虞が低減される。 ※補足資料として別紙あり	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	D	-	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	D	-	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	再検討要請 提案主体からの意見	10940060	草加市	埼玉県	総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
040210	公職選挙法第9条第2項の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域中に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考える。また、地方のことは地域に在住者が自主的に決定することが好しく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 「自主・自立の観点から地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に關する重要な問題であり、国会の選挙各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。)			C	I								1 0 6 4 0 2 0	三次市	広島県	総務省	
040220	公職選挙法第9条の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域中に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	「18歳選挙権は世界の趨勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直す必要がある。国においては本年5月14日成立した日本国憲法を改正手続に関する法律(国民投票法)には投票権の対象を満18歳以上とするなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。 また本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めることにより、地方自治を推進すること、選挙結果の集計時間の短縮が可能になり、投票にかかる時間コストを大幅に削減できると考えられる。 また、インターネットを介した投票を実現させることで、下記の恩恵を受けられると考えられる。 ・投票率向上の促進 ・投票率の向上	C	I	日本国憲法の改正手続に関する法律別附第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上二十歳未満の者が国選選挙に参加することができることとなるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の制定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事案である。			C	I									1 0 6 4 0 3 0	三次市	広島県	総務省
040230	選挙における投票方法の規制緩和	公職選挙法第46条及び第48条の2	選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者一人の氏名、一の候補院名簿届出政党等の名称又は一の参議院名簿届出政党等の名称等を自筆して、これを投票箱に入れるなければならない。 また、地方公共団体の選挙の投票については、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の号等を記す専用の〇の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができる。	公職選挙法第46条、46条の2に定められている。投票の際の候補者氏名の自筆又は〇の記号を自筆して投票箱に入れる方法について、規制緩和措置を講じられたい。	当該規制を緩和することにより、マークシートでの投票や、インターネットを介したWeb画面からの投票が可能になる。このように投票方法を柔軟にすることで、選挙結果の集計時間の短縮が可能になり、投票にかかる時間コストを大幅に削減できると考えられる。特に、インターネットを介した投票を実現させることで、下記の恩恵を受けられると考えられる。 ・投票率向上の促進 ・投票率の向上	C	I	既に地方公共団体の選挙における投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特別に関する法律により、条例で定めるところにより、投票所において電磁的記録式投票機を用いる方法によることができることとされている(なお、国会議員の選挙についても電磁的記録式投票機を用いて投票することができるよう、国会において議員立法による法案として審議されているところ。)。 なお、インターネット投票については、投票情報のセキュリティの確保や、ネットワーク上で確認できる本人と実際に投票を行うこととの確認(本人確認)、第三者による立ち食いがない中で、自由意思による公正な投票環境の確保などの大きな課題がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C	I								1 0 7 3 0 1 0	横アイネス	東京都	総務省	
040240	選挙事務における投票開票業務に関する規制改革	公職選挙法第37条、第38条、第39条、第61条、第62条及び第63条他	投票に関する事務及び開票に関する事務については、選挙管理の担当事業として選挙管理委員会がその任に当たることとされている。	投票開票業務に関して、官民競争入札等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	開票業務は、現在自費式であるため、投票開票業務に多くの時間とコストがかかっている。これを規制改革と官民競争させることにより、コストの削減・住民サービスの向上・投票率のUPが期待できる。	C	I	投票に関する事務及び開票に関する事務は、都道府県及び市町村長から独立した立場にある合同執行機関たる行政委員会である選挙管理委員会が任に当たるとされ、選挙の管理執行に關しての政治的中性の確保が確保されており、民間委託になじまないものと考えられる。	過去の選挙においても、開票事務等に派遣社員や臨時職員が活用されていると理解している。よって、現状において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答されたい。		C	I							1 0 7 3 0 2 0	横アイネス	東京都	総務省		
040250	選挙運動時の文書図面の頒布・掲示に関するホームページの活用について	公職選挙法第142条、第143条、第144条	選挙運動のために使用する文書図面については、法令に規定されている場合は、頒布することはできない。		現在の選挙制度では、候補者を判断する際に街頭演説や演説集会所に行ったり、政見放送を聴く等の限られた手段や時間のみしか情報を得られないため、代い候補者などの候補者に投票するのを決める材料が得られない。これを地方自治体のホームページに掲載し、ポスターやビラと同レベルの情報をホームページで掲載したり、候補者の政見放送をダウンロードできる等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	C	I	選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方に関する問題であり、まずは選挙の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C	I								1 0 7 3 0 3 0	横アイネス	東京都	総務省	
040260	地方公共団体の選挙管理委員会の事務局業務に關して官民競争入札の実施	地方自治法第180条の3、第181条及び第191条、公職選挙法第6条及び第19条	地方公共団体の選挙管理委員会においては、書記その他の職員の任命がとられており、書記その他の職員は選挙事務の管理(選挙人名簿の調製及び選挙啓発を含む。)の選挙管理委員会に関する事務に従事する(なお、選挙人名簿の調製は、市町村の選挙管理委員会に関する事務である。) また、地方公共団体の長は、選挙管理委員会と協議して、その補助機関である職員を選挙管理委員会の事務に従事させることができる。	選挙管理委員会事務局の業務に關して、官民競争入札等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	選挙管理委員会の事務局は、公正な選挙を行うため各自治体ごとに独立した機関として設置されているが、年々増加している選挙事務の増加に伴い、重要な業務を委託することは効率が悪い、具体的に(1)公職選挙法に定める各種選挙の執行業務(2)選挙人名簿の調製に関する事務(3)有権者に対する啓発等を民間に委託することは可能であると考えられる。これを官民競争させることにより、サービスの向上(選挙執行方法や啓発の見直し)とコスト削減(事務局の件数等)が期待できる。	C	I	地方公共団体の選挙事務の管理(選挙人名簿の調製及び選挙啓発を含む。)は、都道府県及び市町村長から独立した立場にある合同執行機関たる行政委員会である選挙管理委員会がその任に当たるとされ、選挙の管理執行に關しての政治的中性の確保が確保されており、民間委託になじまないものと考えられる。 また、地方公共団体の選挙管理委員会は、事務局が急増する選挙執行時及び選挙人名簿の調製時等において、地方公共団体の長の補助機関である職員の応援を求めるとして、書記その他の職員を必要とする場合がある。この場合、選挙の公正性の確保を認めるものである。	選挙管理委員会において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答されたい。 また、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C	I							1 0 7 3 0 4 0	横アイネス	東京都	総務省		
040280	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2、第1条の3、第2条	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び此案において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。 第二條 行政書士は、前項の書類の作成があつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第一條の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる業務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 官公署の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理として作成すること。 二 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について報酬に応ずること。 第二條 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。 一 行政書士試験に合格した者 二 弁護士となる資格を有する者 三 弁護士となる資格を有する者 四 公認会計士となる資格を有する者 五 税理士となる資格を有する者 六 又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。))又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員又は職員として行政事務に相當する業務を担当した期間が通算して二十年以上(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上)になる者	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる	法律専門職である弁護士、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験的に実施する。 行政書士法制定時の地方行政委員会編纂による、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「(忙い)又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低い」と考える。行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に關する業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の資格者の範囲に入れても問題は無い。 3. 他の法律専門職に關する業務に關して行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に資する。	C	I	行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者が行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとなる。行政書士会(任意)による自主的な指導及び連携を行ふこととされた場合に限ってその業務を行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁護士、弁護士、公認会計士などは、行政書士と同様に行政書士業務に關して一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることが認められているところであるが、上記の業務を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に關する書類の作成業務を行ふに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。			C	I								1 0 6 0 1 0	個人	京都府	総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁			
040290	土業の規制緩和と再構築	行政書士法第1条の2、第19条	(業務) 第一号の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他職務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成があつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 (業務の制限) 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一号の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定款の趣旨からして業務を令で定める手続について、当該手続に照し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する関係大臣の意見を聴くものとする。	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各士業が、法定業務範囲の増幅を下げなければ社会的需要に対応できない。行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務。されど司法書士が破産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となつた場合、司法書士は当該業務を承継し、破産清算手続の一環の訴訟手続の上で当該申請を行う。業務委託制度を定め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用する国民の目録で規制改革すべし。両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの士業制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を認めれば各士業の経験や経験のみ、国民の利便の観点から検討することを要する。	C	I	行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとし、かつ、行政書士会に加入し、会費による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってその業務を行うことと認められたことである。現行においても、司法書士、弁護士、公認会計士は既述したような資格を有する者。行政書士が行業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることと認められているとあるが、上記の懸念を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の名簿から行政書士名簿への登録を受けることが必要である。											1 0 4 8 0 1 0	個人	京都府	総務省 法務省			
040300	特定小電力無線・小電力テラヘルツ通信の出力規制緩和	電波法第4条 電波法施行規則第6条	一般に市販されている無線LAN(2.4GHz帯、5GHz帯)の空中線電力は0.01W以下	大樹町多目的航空公園周辺において、無免許で使用可能な特定小電力無線の出力制を1ヶ月間程度の検証期間に限り緩和する	大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る。 ①経済的・社会的効果：規制緩和により、当該地区における飛行試験が活発化し、試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで、試験支援関連産業、旅館宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他、航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる。さらには、我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し、航空機産業の基幹産業化にも貢献する。 ②地域の活性化：大樹町周辺は海岸に近(比較的静かな気候で、飛行試験に適しており、航空宇宙開発の拠点とすべく、平成7年に町多目的航空公園を指定、運用を開始した。平成9年には航空宇宙技術研究所(現宇宙航空研究開発機構)と協定を締結し、同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している。現在では、他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ、飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている。 ③現状の問題点：航空公園での小型無人機の実験領域の多くは5km～10km程度である。現在の小電力機では安定した通信はできないが、市販の無線LANや無線モデムを改造することで通信距離を伸ばし、安定した通信が可能になると、許可されない、無免許取得には長期間と高額の出費が必要で、実験に制約が出ている。 ④これまで発生した問題の例：無人機実験時の大容量通信ができないため、実験に大きな制約。	E	III	高出力の無線設備については、他の無線局との混信回避等観点から、電波の使用を要していることである。このため、高出力の無線LANを高出力化したものについても、実験局として個別に審査をした上で、特に問題がない場合には、申請から通常1ヶ月程度で免許を取得することが可能となる。0.01Wを超える出力のものを免許手続きなしで使用することは、規格外で使用されている他の方々への混信等の影響が大きいことを検証する必要があることと認められる。												1 0 6 8 0 1 0	大樹町航空特区	大樹町	北海道	総務省	
040310	大樹町特定実験局の創設	電波法施行規則第7条、平成19年総務省告示第358号(特定実験局が使用可能な周波数等)	総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験局。	特定実験局制度の拡充の一つとして大樹町特定実験局を創設。5年あるいは更新により更に長い期間同じ電波が使えるようにし、航空公園で通信機器を使用する数多くのユーザーが利用可能な公共的な電波資源として大樹町が管理する。具体的な申請手順は現在の特定実験局制度と同様とし、同時に町へも申請する。航空公園のスケジューリング管理・電波の利用スケジューリング管理は大樹町が行っていることから、利用者が町に対して電波の利用申請を行うことになっても、その負担は増えない。	大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る。 ①経済的・社会的効果：規制緩和により、当該地区における飛行試験が活発化し、試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで、試験支援関連産業、旅館宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他、航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる。さらには、我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し、航空機産業の基幹産業化にも貢献する。 ②地域の活性化：大樹町周辺は海岸に近(比較的静かな気候で、飛行試験に適しており、航空宇宙開発の拠点とすべく、平成7年に町多目的航空公園を指定、運用を開始した。平成9年には航空宇宙技術研究所(現宇宙航空研究開発機構)と協定を締結し、同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している。現在では、他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ、飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている。 ③現状の問題点：最近では、無人機の実験やロケット打上げなどの利用が増えている。この実験では通信リンクが必須で、各ユーザーの責任で実験局を取得して用いている。しかし新規に周波数割当を待てるのは困難で長期間を要している。 ④これまで発生した問題の例：通常の通信とは別に非常系が必要な場合、適量な電波がなく、複雑な安全リンクを作ったり、特定小電力無線を使わず実験領域を確保しないと問題がある。	B-2	III	現行の特定実験局制度では、一歳大2年間から最大5年間に延長する(全国的な周波数として平成20年度第1回半年期を予定)。について、新たな制を大樹町創設するの予定は、電波利用者に對して規制強化になると考えられるが、特定実験局同士が干渉を防止するために運用の調整を行った結果を踏まえ大樹町がスケジューリングを管理するようこととあれば、電波利用者に制約を課さない限り、問題ないものと考えられる。												1 0 6 8 0 2 0	大樹町航空特区	大樹町	北海道	総務省	
040320	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革	・道路運送車両法(昭和26年法律第67号)第49条(緊急自動車) 緊急自動車は、当該自動車は緊急自動車であることを表示することができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関する告示で定める基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。 ・道路運送車両の保安基準の項目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第231条(緊急自動車) 一 サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20m位置において90db以上120db以下であること。の場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内ないおそれがあるときは、音響計を用いて次に示すものとする。	現在緊急自動車のサイレン音は90デシベル以上120デシベル以下となっているが、サイレンの音量は60デシベル以上、サイレンの音量は120デシベル以上120デシベル以下となっている。走行時の状況に対応しつつ、安全かつ迅速な緊急出動が行えるようにする。	緊急自動車については、現場若しくは搬送先へ安全、迅速に到着できるよう、道路運送車両法において、様々な適用外規定がある一方、規定外を実施していることを示すため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならないこととされている。このサイレン音は、告示で定める基準に適合するものを備えなければならないこととされており、その音量は、90デシベル以上120デシベル以下となっている。 しかし、救急車などの緊急自動車の出動時間は、早期、深夜のことも多く、また追加においては、出発先が一般住宅地であることも多い。住宅街内での走行時は、交通の妨げや騒音の発生などがあり、特に深夜の時間帯では住宅街内では騒音は特に問題がある。90デシベル以上120デシベル以下となっている。走行時の状況に対応しつつ、安全かつ迅速な緊急出動が行えるようにする。 二 (例) サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20m位置において90db以上120db以下であること。の場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内ないおそれがあるときは、音響計を用いて次に示すものとする。	F	III	貴省の回答では「できるだけ前向きなご回答に感謝申し上げます。早期の実現に向け、積極的なご検討をお願い申し上げます。なお、貴省ご回答について、全国一律の実現に向けは何かと型枠の範囲でも多いと理解されています。特定制度を活用いただき、特定の地域で対応に際し、騒音の上、全国的対応と進むという方法が有効かと思われまして、この点について、ご検討をいただきますようお願い申し上げます。」													1 0 8 2 0 1 0	名古屋市	埼玉県	警察庁 消防庁 国土交通省		
040330	独立行政法人(国立大学法)による剰余金の運用方法の拡大	独立行政法人通則法第47条、国立大学法人法第35条、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(平成17年3月29日付16文科高第1012号)	国立大学法人の剰余金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主たる目的とする有価証券、②銀行その他主要な信用機関との委託による金融機関への預金又は郵便貯金、③信託事業を含む金融機関への委託等となっている(平成17年3月29日付16文科高第1012号)。*国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード080090国立大学法人による出資の対象の拡大の回答を参照。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等に関する事業であつても出資ができないことは実定ではない。また、充実した研究環境の整備のために安定した財源の確保が不可欠であり、これを自らが研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても必要であり、そのうち当該国立大学法人に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を限定しない限り、できる限り自主的な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学法人の成長の促進及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速に資するものとして、寄附の活用方法を拡大する。国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、前もって提案を行い、文科科学省から国立大学法人の剰余金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中。との回答があったところである。そこで、今回はいずれも提案、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添資料2のとおり具体的な提案を行う。	C	-	独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から種業に業営されることが必要な業務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所用の財源措置が講じられなければならない。業務を安定的に運営することに対する責任は高く、投資金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではなく、国立大学法人が自ら研究開発を行った事業の安定的運営を担保するための条件等については、国立大学法人の成長の促進及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速に資するものとして整理できると考え、とり、地域再生に係る事業等、民間事業者との共同出資による株式会社等の設立、民間事業者が行う事業への出資等をして効果的に推進し、地域における事業活動の促進、地域の活性化及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速に資するものとして、寄附の活用方法を拡大する。国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、前もって提案を行い、文科科学省から国立大学法人の剰余金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中。との回答があったところである。そこで、今回はいずれも提案、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添資料2のとおり具体的な提案を行う。														1 0 8 3 0	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産 産研研究	東京都	総務省 文科科学省
040340	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用除外	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号	本法においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画区域内における一定範囲上の土地(例えば、都市計画施設、道路、河川予定地の区域は200㎡以上、等の有償譲渡に於いて、事前届出義務を行うことにより、地方公共団体等に当該土地の買収し得る機会を付与する公有地の充実に資するものとして、	越谷流通業務団地のような、事業が完了した流通業務団地により、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用を除外することにより、届出義務者が土地を有償譲渡する場合であっても、譲渡の制限(同法第4条)を付与することなく、円滑な契約行為ができるようになる。	越谷流通業務団地は、昭和45年の「東京都市圏についての流通業務施設の整備に関する基本方針」(以下「流通業務団地」として位置づけられ、同年12月に「越谷流通業務地区」(地域地区)及び「越谷流通業務団地」(都市施設)として都市計画決定された。その後、越谷流通業務団地造成事業は、昭和59年(月)に開始し、昭和62年度に完成が完了している。 当該団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号に規定される都市計画施設である。本法案では公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定を定める条例により、都市計画施設区域内における100㎡以上の土地を有償譲渡した事業者による取得を認めている。当該団地については、これまでその取扱いを定めてきたところである。 しかし、公共用地の先行取得を主たる目的としている民間の団地に臨み、既に事業が完了している当該団地の区域内においては、取し届出がなされたとしても、一般に公共用地の先行取得の可能性はないと思われる。 従って、本提案では、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地により、適用を除外することを求めることとする。 提案理由：当該団地では、公共用地を先行取得の可能性がなく、同法による届出制度によって必要以上に民間の土地取得を助け、譲渡制限すべきである。併せて、民間の土地取得に先行取得の可能性はないと思われる。従って、本提案では、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地により、適用を除外することを求めることとする。本提案内容は、現行法と対応が可能である。	D	-	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第69号)が公法として、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するための必要な土地の充実に資する制度を整備し、もって公有地の拡大の計画的な推進を図ることを目的としている。 本法案の適用により、都市計画施設として都市計画に位置付けられた流通業務団地に関する事業(敷地造成・処分)が完了している場合、当該団地の区域内の土地は、都市計画によって定められたゾーニング・ルール、流通業務施設等が建設され、これら都市計画施設の利用に供されているのである。 このため、当該団地内の土地は、都市計画が変更される等の特殊の事由がない限り、都市計画施設の利用に供されているものであり、当該土地が有償譲渡される場合であっても、公法第4条第2項第3号に該当し、届出義務は適用されないと思われる。 提案理由：当該団地では、公共用地を先行取得の可能性がなく、同法による届出制度によって必要以上に民間の土地取得を助け、譲渡制限すべきである。併せて、民間の土地取得に先行取得の可能性はないと思われる。従って、本提案では、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地により、適用を除外することを求めることとする。本提案内容は、現行法と対応が可能である。													1 0 6 1 0	越谷市	埼玉県	総務省 国土交通省	